

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項
 赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領	広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領実施細則	広域ブロック自立施策等推進調査費の要求(要望)方法及び留意すべき事項について(平成21年度版)
<p>平成20年4月1日 制定 平成21年4月1日 改正</p>	<p>平成20年4月1日 制定 平成21年4月1日 改正</p>	<p>平成21年 国土交通省国土計画局</p>
<p>1. 目的 広域ブロック自立施策等推進調査費(以下、「本調査費」という。)は、地域の主体性や地域からの発案を重視し、広域ブロックの自立的な発展に資する国土づくり、地域づくりに関する施策等を実施するために必要な調査を多様な関係主体の参加のもとに行うことにより、国と地方の連携の効果的な推進及び地域の独自性を最大限に活かした国土の利用、開発及び保全(以下、「国土の利用等」という。)に関する政策の実現に資することを目的とする。 この要領は、本調査費の取扱に係る基本的事項を定めることにより、本調査費の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義 本取扱要領における用語の定義は、以下のとおりとする。 「広域ブロック自立施策等推進調査」 国土施策を推進するために多様な関係主体の参加のもとに行われる国土の利用等に関する調査、研究及びその調整を行うために必要な措置(以下、「調査等」という。) 「国土施策」 国土の利用等に関する政策の推進に資する施策であって、特に地域の主体性、地域からの発案、国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策 「広域施策」 広域地方計画において定める目標を達成するために、一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(当該広域ブロックにおける総合的な国土の形成を推進するため特に必要であると認められる当該広域ブロック外にわたるものを含む)</p> <p>3. 配分対象となる調査等の種類及び内容 本調査費は、次に掲げる調査のうち、国土交通省が財務省と協議して、特に必要と認められるものに配分する。本調査費を配分する調査等の選定基準等については、国土交通省が「広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領実施細則」(以下、「細則」という。)において定める。 (1) 広域ブロック自立施策推進調査 広域地方計画に基づき官民の多様な主体が協働して取り組む広域施策の構想具</p>	<p>広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領(以下、「要領」という。)3及び10の規定に基づき、広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領実施細則を以下のとおり定める。</p> <p>1. 配分対象調査等の選定方法 国土交通省は、各年度あたり原則として1回、各府省庁(国土交通省を含む。以下同じ。)及び地方公共団体(以下、「各府省等」という。)に対し、広域ブロック自立施策等推進調査費(以下、「本調査費」という。)の配分を受けようとする調査課題を募集する。 国土交通省は各府省等から応募された調査課題について、提出された配分要求書その他、配分要求書の提出後に実施するヒアリングの結果を総合的に勘案の上、2に定める選定基準に照らし、緊急性、必要性等に特に着目して採択の可否を決定する。</p>	<p>平成21年度広域ブロック自立施策等推進調査費(以下「本調査費」という。)の取り扱いについては「広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領」(以下、「要領」という。)及び「広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領実施細則」(以下、「細則」という。)に定めるほか、要求(要望)の際には、下記の応募方法に従うとともに、留意事項について念頭に置くこと。 なお、本件において要求とは各府省庁を、要望とは地方公共団体等を対象として用いるものとする。</p> <p>記</p>

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項

赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>体化等を図るため、関係各府省、地方公共団体、民間経済団体等の連携のもと実施される調査等であって、国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策の総合的かつ円滑な推進に資するもの。</p> <p>(2) 地域活力創発等調査</p> <p>地方公共団体等から発案された地域づくりの推進に資する調査等であって、一定の地域における地方公共団体等の主体性及び幅広い連携と国の迅速かつ機動的な支援又は参加により、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。</p> <p>または、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等であって、国土づくりに関する施策の総合的かつ円滑な推進に資するもの。</p>	<p>2. 配分対象調査等の選定基準</p> <p>本調査費配分対象調査等の選定基準は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 各府省庁(部局・機関)・地方公共団体等のうち複数の主体が連携して行う調査等に重点的に配分する。</p> <p>(2) 調査等については当該各府省等において実施されることがもっとも適切であるものでなければならない。ただし、本来的に各府省等の予算に計上されるべきもの、又は、要求(要望)調査課題を対象としうる予算が既に各府省等の予算に計上されているものについては、採択の対象としない。</p> <p>(3) 調査等実施府省等の実施する施策への反映が見込まれる調査等に重点的に配分する。</p> <p>(4) 本調査費以外に、国からの財政的支援を受けて行っているものは採択の対象としない。</p> <p>(5) 資格の取得費、耐久消費財や用地取得費、営業又は営利活動と見なせるものなどは国費の対象として不適当であるため、本調査費の対象としない。</p> <p>また、上記(1)～(5)に、要領3の調査区分に応じて、次の選定基準を加える。</p> <p>(6) 広域ブロック自立施策推進調査</p> <p>各広域ブロックの広域地方計画協議会を組織する者を含む複数の主体が協働して実施する調査等であり、広域施策の構想具体化等に資するものとする。</p>	<p>1. 要求(要望)にあたっての留意点</p> <p>(1) 調査等は、原則として複数の府省(部局・機関)、地方公共団体等の主体が連携して行うものとしているが、要求(要望)にあたって各調査参加主体の役割分担を明確にすること。なお、地方経済団体、NPO等の民間団体が調査に参加することは差し支えない。</p> <p>(2) 海外事例の調査等は委託先の調査機関等が行うことが適当であり、(目)外国旅費は認められないので注意すること。</p>
--	---	--

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項

赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

	<p style="text-align: center;">国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策の総合的かつ円滑な推進に資するものとする。</p> <p>(7) 地域活力創発等調査</p> <p>地域活力創発等調査のうち、地方公共団体等から発案された地域づくりの推進に資する調査（以下「地域施策創発調査」という。）の選定基準は次のとおり。</p> <p>調査課題が地方公共団体から発案されたものであることを原則とする。その他、地方経済団体、NPO等の民間団体による調査課題の発案がある場合には、地方公共団体が民間団体の発案を受け付け、地方公共団体の発案として応募するものとする。</p> <p>当該調査等をその地域で先駆的に行うことの意義及び実効性、地方公共団体のみで行うことが困難であり国の経費により行う必要性（成果が調査対象地域にとどまらず、全国の他の地域にも応用可能と考えられる等）が明確な調査等に重点的に配分する。</p> <p>地方公共団体が本調査費による調査委託を受ける調査等においては、地方公共団体において受け取る委託費の支出によるもの以外にも自身の負担による役割分担が説明されている調査等に重点的に配分する。</p> <p>調査等の目的・達成すべき国土計画等（ ）の趣旨に反する調査等については採択の対象としない。</p> <p>地域活力創発等調査のうち、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等（以下「特定課題調査」という。）の選定基準は次のとおり。</p> <p>政策評価の結果、社会経済情勢の変化、新たな国家戦略の立案等に応じて特に緊急に検討が必要な調査等を対象とするので、年度途中に生じた緊急性及びその原因が明確であるものに重点的に配分する。</p> <p>調査等の目的・達成すべき内容が国土計画等（ ）の趣旨に反する調査等については採択の対象としない。</p> <p>() 国土計画等：国土形成計画（全国計画）、国土利用計画（全国計画）、広域ブロックに関する以下の計画</p> <p>a. 各広域ブロックの広域地方計</p>	
--	--	--

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項
 赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>4．調査実施主体 本調査等の実施主体は各府省庁（本省・各ブロック機関）とする。</p> <p>5．調査の期間 本調査費による調査等の期間は、原則として単年度とし、当該調査等の次年度以降の実施は、調査等実施府省等の予算で行うこと。ただし、その性質上やむをえない調査にあっては、必要に応じ次年度において引き続き実施できるものとする。この場合、予め、初年度の配分要求書に次年度も含めた全体計画を示すものとする。</p>	<p>画（各広域ブロックにおいて広域地方計画が策定されるまでの間は、広域地方計画の策定に向けた当該広域ブロックの広域地方計画協議会における検討内容等とする。）</p> <p>b. 首都圏整備計画(H18.9) c. 近畿圏整備計画(H12.3) d. 中部圏開発整備計画(H12.3)</p> <p>3．調査の期間の上限 要領5において、「必要に応じ次年度において引き続き実施できるもの」とあるが、その上限は2カ年とし、一連の関連する調査課題について2カ年にわたり本調査費の配分を受けることができるものとする。ただし、本調査費を次年度に繰り越すこと（繰越明許費）は認められない。</p> <p>4．当初予算との関係、緊急性、必要性の整理 本調査費は、（目）未定経費であり、当初予算で対応できなかった調査等で、当該年度に実施する必要があるものに対応するための経費である。したがって、本調査費の要求にあたり、各府省等は、既存予算との関係、調査課題を当該年度に実施しなければならない緊急性、必要性については、十分整理するものとする。</p> <p>5．要求金額等に関する留意事項 （1）調査等1件あたりの要求金額 調査等1件あたりの要求金額は、原則として30～80百万円の範囲とする。ただし、高い有効性が認められる調査等にあっては、この限りでない。 （2）積算単価 本調査費の積算に必要な積算単価は、国土交通省が上記1により行う調査課題の募集時に指示する。なお、国土交通省が指示する積算単価に該当がない、若しくはそれによりがたい場合は、各府省等の責任において、</p>	
---	---	--

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項

赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>6. 要求方法</p> <p>本調査費の要求にあたっては、国土交通省の定める「広域ブロック自立施策等推進調査費配分要求書等作成要領」等に従って要求すること。</p>	<p>正当な根拠に基づいた単価を使用するものとする。</p> <p>6. 要求府省における財務省等への説明等</p> <p>(1) 国土交通省から財務省主計局の広域ブロック自立施策等推進調査費担当係（国土交通3係）への本調査費実施計画の説明の際に、国土交通省による採択の対象となった調査等の要求を行った府省は個別調査について説明を行うものとする。</p> <p>(2) 国土交通3係への説明の前に、自府省の会計担当部局に本調査の内容について説明を行っておくものとする。さらに、各府省の財務省主計局担当係に本調査等の内容について説明を行うものとする。</p> <p>(3) 国土交通3係及び各府省の財務省主計局担当係への説明に関する期日等については別途国土交通省から指示する。</p>	<p>(3) 各府省地方ブロック機関が調査等を実施する場合についても、財務省等への説明は原則として本府省の担当課が行うことになるので、本府省の担当課においては調査等の趣旨等を十分に把握すること。</p> <p>(4) 本調査費は、国土交通省としての採択を決定したものについて財務省と協議を行い、執行についての示達があった後に使用できるものであるので注意すること。</p> <p>2. 要求（要望）の方法及び手順</p> <p>(1) 「広域ブロック自立施策推進調査」については、下記に従って要求（要望）を行うものとする。</p> <p>要求（要望）する主体のうち少なくとも一つは、当該調査等に関する広域ブロックの広域地方計画協議会を構成する機関であること。</p> <p>要求する主体のうち一つの府省（部局・機関）を幹事として選定し、国土交通省への要求は、幹事から行うこと。</p> <p>幹事は、調査参加主体と調整の上、配分要求書を作成し、別添資料1の広域ブロックの区分に応じた広域地方計画推進室を経由して、国土交通省国土計画局に提出すること。なお、各府省庁の地方ブロック機関が要求する場合は、本府省庁の広域ブロック自立施策等推進調査費担当部局へも併せて配分要求書の写しを提出すること。</p> <p>当該調査等については、当該調査等に関する広域ブロックの広域地方計画協議会の協議等を経ること。</p> <p>(2) 「地域施策創発調査」については、下記に従って要求（要望）を行うものとする。</p> <p>調査課題を発案する地方公共団体は、調査課題、調査対象地域に応じ、提案すべき各府省庁の地方ブロック機関（地方ブロック機関の存在しない府省庁においては本府省庁）の担当課に要望すること。</p> <p>地域施策創発調査は、調査課題が地方公共団体から発案されたものであることを原則としているが、その他、地方経済団体、NPO等の民間団体による調査課題の発案がある場合には、地方公共団体が民間団体の提案を受け付け、地方公共団体の発案として提出すること。</p>
---	---	---

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項
 赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>7. 配分要領</p> <p>国土交通省は、提出のあった配分要求書の他、当該要求書提出者へのヒアリングの実施によって当該調査等の必要性、内容の妥当性等の審査等を行い、財務省承認を経て、本調査費を配分する調査等の内容及びその額等を決定し、本調査等を実施する関係各府省に本調査費を移し替える等の所要の手続きを行うものとする。</p>		<p>複数の地方公共団体が連携する場合には、幹事地方公共団体を選定し、幹事地方公共団体から要望を行うこと。</p> <p>要望を受けた府省庁(部局・機関)は、地方公共団体の提案の趣旨を十分に踏まえ、調査実施計画を立案し、調査参加主体と調整のうえ、国土交通省国土計画局に対して要求を行うこと。なお、地方ブロック機関が要求する場合には、本府省庁経由で要求すること。</p> <p>複数の府省(部局・機関)が連携して行う調査等については、幹事となる府省(部局・機関)を選定し、国土交通省への要求は、幹事から行うものとする。</p> <p>(3)各府省庁からの要求内容について、国土交通省において書類審査を行い、ヒアリングの対象となる調査等を選定する。さらにヒアリングの結果、国土交通省としての採択対象を選定する。</p> <p>(4)国土交通省として選定したものについては、財務省と協議を行う。この際、各府省地方ブロック機関が調査等を実施する場合についても、財務省への説明は原則として本府省の担当課が行うものとする。</p> <p>3. 配分要求書及びヒアリングにおける説明の要点</p> <p>配分要求書の作成及びヒアリングにおける説明にあたっては、細則に定めることのほか、以下の事項について十分留意すること。</p> <p>(1)配分要求書は、別添「広域ブロック自立施策等推進調査費配分要求書等作成要領」に従って作成、提出すること。</p> <p>(2)本調査費の趣旨及び要求する調査等の目的を踏まえ、各項目について、明確で分かりやすく簡潔な記述及び説明を行うこと。</p> <p>4. 特定課題調査の要求に関する留意点</p> <p>(1)政策評価の結果に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、一般的には政策評価の結果は次年度予算等に反映するものであるが、例えば政策評価の結果が当初設定していた目標から極めて大きく乖離しており原因の究明が早急に必要、事業評価の結果大型事業等が中止になり他の施策への影響が甚大、などの場合において次年度を待たずして政策評価の結果を踏まえた対応策の検討を行う緊急性がある場合などが想定される。</p>
---	--	--

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項

赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>8. 実施計画の変更</p> <p>調査等実施府省等において、本調査費移替等が行われた後、調査事項、調査方式及び所要金額を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければならない。</p>		<p>(2) 社会経済情勢の変化に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、大規模な被害を伴う天災、環境汚染、疫病や犯罪の発生等の社会情勢の変動、又は、急激な不動産や資材価格の変動、金融機関の破綻、国際貿易情勢の急変等による経済情勢の変動等の理由により早急に地域活性化等の検討を行う緊急性がある場合などが想定される。</p> <p>(3) 新たな国家戦略の立案に応じて緊急に検討が必要な調査等とは、国土計画等以外で国土の利用、開発及び保全に関係がある計画等（最近の例：地方再生戦略・日本経済の進路と戦略）が政府によって策定（閣議、閣僚会議、内閣に置かれる 本部・会議等での決定を目安とする）され、それを受けた施策の推進が国土計画の観点からも有益であることが認められる場合などが想定される。</p> <p>5. 調査等の実施に関する留意点</p> <p>本調査費による調査等の実施に関する留意点は以下のとおりであるので、それらを念頭に置いた上で、調査等の要求（要望）を行うこと。</p> <p>(1) 調査事項の公表</p> <p>調査事項が財務省の承認を受け決定した時点で、国土交通省は全ての広域ブロック自立施策等推進調査の調査事項（調査名・調査実施主体・調査の概要）を公表する。</p> <p>調査等実施担当府省においても、本調査費の配分を受けたときは、本調査費により行おうとする調査等について公表すること。</p> <p>(2) 調査等の執行における調査機関等への委託</p> <p>調査機関等への委託について、1府省（部局・機関）において調査機関と地方公共団体とに分割し委託することは問題ないが、複数のコンサルタント等の調査機関に分割して委託することは、特に専門性の高い調査事項について別の調査機関に委託することが必要な場合などを除いては原則として避けること。</p> <p>調査費の執行については「公共調達適正化について（平成 18年 8月 25日、財計第 2017号）」（以下、「財務大臣通達」という。）を踏まえ、配分された各府省の責任において適切に行うこと。</p> <p>調査等の委託を受けた地方公</p>
---	--	---

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項
 赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>9 . 調査等の進捗状況及び結果の報告</p> <p>(1) 調査等実施府省等は、当該調査等の進捗状況について国土交通省から報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。また、当該調査等が完了したときは、速やかにその結果を国土交通省に報告するものとする。</p> <p>(2) 調査等の結果は、調査等実施府省等の責任においてとりまとめ、「広域ブロック自立施策等推進調査結果報告書等作成要領」に従って報告書等を作成するものとする。</p> <p>(3) 広域ブロック自立施策推進調査にあつては、当該調査等に係る広域ブロックの広域地方計画協議会に当該調査等の結果を報告するものとする。</p> <p>10 . 調査等の公表、成果の活用及びフォローアップ</p> <p>(1) 調査等実施府省等は、本調査費の配分を受けたときは、本調査費により行おうとする調査等について広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。また、本調査費の配分対象は国土交通省においても公表する。</p> <p>(2) 調査等実施府省等は、調査結果の成果</p>	<p>7 . フォローアップ</p> <p>(1) 調査等実施府省等は、調査等の成果の活用状況等について、原則として調査実施後 3 年間把握することとし、その結果を踏まえ総括的評価を行うものとする。</p> <p>(2) 調査実施府省等により報告されたフォローアップの内容は国土交通省において公表する。</p> <p>(3) フォローアップの詳細は、別途国土交通省から指示する。</p>	<p>共団体は、「財務大臣通達 2 . 再委託の適正化を図るための措置 (2) 再委託の承認」を受けて各府省にて定められた所要の手続きを踏んだ上で調査等を調査機関に再委託して実施すること。</p> <p>調査等の委託に際しては、委託機関等への「白紙委託」とならないよう、調査実施主体・調査参加主体が実施する部分と委託機関等が実施する部分等とを区分するとともに、委託機関等が実施する調査事項、調査内容等について、十分な指導とチェックを行い得る体制を確立すること。</p> <p>(3) 調査参加主体の追加</p> <p>調査実施段階で、当初予定していなかった主体に調査等への参加を求めることにより、調査等の実効性が高まる場合には、調査参加主体を追加して差し支えない。ただし、調査参加主体を追加した場合、国土交通省に報告すること。</p> <p>(4) 調査等への国土交通省国土計画局の参加</p> <p>調査等を実施するにあたり協議会等を設置する場合には、必要に応じ国土交通省国土計画局が参加することがある。</p> <p>6 . 調査等の終了後に関する留意点</p> <p>本調査費による調査等の終了後に関する留意点は、要領及び細則に定めるほか、以下のとおりであるので、それらを念頭に置いた上で、調査等の要求(要望) を行うこと。</p> <p>(1) 調査結果の報告</p> <p>調査等の結果について国土交通省から別途報告を求められることがある。</p> <p>(2) 調査等の成果の活用</p> <p>調査等実施府省等は、各々の責任において、調査等の成果を踏まえた施策を行うよう努めること。</p>
--	---	--

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領等三段表

左欄：取扱要領、中欄：実施細則、右欄：留意すべき事項
 赤字：広域ブロック自立施策推進調査、青字：地域活力創発等調査、黒字：共通事項

<p>が広く、関係府省庁、地方公共団体等に活用されるための措置を講ずるものとし、成果を広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。このため、調査等実施担当府省等は調査結果の成果を広く公表することが可能となるよう調査結果の著作権等の所在の明確化等必要な措置を講ずるものとする。また、調査等の成果は国土交通省においても公表、活用する。</p> <p>(3) 調査等実施府省等は、調査等の成果に関するフォローアップを行い、これを国土交通省に報告しなければならない。</p> <p>(4) 上記(3)により、国土交通省に報告した場合、広域ブロック自立施策推進調査にあっては、国土交通省は、その内容を当該調査等に係る広域ブロックの広域地方計画協議会に報告を行うものとする。</p> <p>11. その他</p> <p>(1) 各広域ブロックにおいて広域地方計画が策定されるまでの間、次のとおりとする。</p> <p>要領2. 「広域施策」中、「主要な施策」の後に、「として、広域地方計画協議会において計画に位置付けることが検討されているもの」を追記する。</p> <p>要領3. (1)中、「広域地方計画に基づき」を削る。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、本調査費の取扱に関し必要な事項は、細則で定める。</p> <p>(3) 本調査費の庶務は、国土交通省国土計画局総務課が、同局広域地方整備政策課の協力を得て、行う。</p>		<p>7. (参考) 今後のスケジュール等(見込み)</p> <p>4 / 中旬 都道府県から各府省地方ブロック機関等への提出期限(広域ブロック自立施策推進調査、地域施策創発調査の区分)</p> <p>4 / 下旬 各府省庁から国土交通省国土計画局への提出期限</p> <p>5月上旬以降 国土計画局によるヒアリング</p> <p>5月下旬 国土交通省としての採択の決定</p> <p>6月上旬以降 財務省との協議(調査内容に関する財務省への説明)</p> <p>6月下旬以降 財務省からの示達(最終的な採択及び配分金額の決定)</p> <p>移し替え・契約手続等</p> <p>8月～ 調査実施</p> <p>H22以降 調査実施主体による調査等の成果の活用状況報告 国土交通省における調査目的の達成状況についてのフォローアップ</p>
--	--	--